

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年六月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 深谷寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市西島五丁目九八〇番三地先から 同市西島五丁目九八〇番三地先まで		区 間
一一・〇〇〇～一一・〇〇〇	六・三一〇 六・三三三	敷地の幅員 (メートル)
三三三・五九		延長 (メートル)
歩車道改良工事		備 考